

横浜市立西寺尾第二小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定(令和6年3月31日改訂)

(1) いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

2 いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(2) 学校いじめ防止対策委員会の設置

1 委員会の構成員

- ・組織の構成は、校長、副校長、教務主任、学年主任、児童支援専任および養護教諭とする。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、区教育相談員、SSW等、心理や福祉等の外部専門家の参加を求める。

2 委員会の運営

- ・学校いじめ防止対策委員会を常設し、毎月1回、開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・学年研・ブロック研で時間を決めて児童の話をする時間を設ける。また、三部会でも事案についての検討会を行う。

3 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

・いじめの相談・通報の窓口の設置

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

・いじめ(疑いを含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断

・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

・学校いじめ防止基本方針に基づく、年間計画の作成・実行・検証・修正

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCAサイクルの実行を含む)。

(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対処

1 いじめの未然防止

○いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぐよう日常的な取組が重要であることを常に共通認識とする。

・児童に豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する力の育成を図るために、全教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動の充実を図る。

・児童が、日頃から規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような、集団作り、授業づくりに取り組む。

・人権週間のおひさま会議に向けて、学級、学年で学習や話し合いを重ねていく。

・栽培活動、地域の方との交流など、人とふれあい、ともに体を動かす活動を継続する。

・たてわり活動(ふれハピ班)を充実させ、学年を越えた交流を図る。

・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知していく。

○教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

《取組例》

・だれもがわかりやすい授業作り

・人権教育、道徳教育の推進

・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用 など

2 いじめの早期発見・早期対応

○いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であって、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、早期発見の取り組みを行う。

・いじめを見逃さない教職員の見守り態勢と、情報共有のシステムを構築する。

・毎月1回の学校いじめ防止対策委員会を中心とした情報の整理を行い、情報共有の推進を図る。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修を行う。
- ・些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階からの確に関わる。
- ・日頃から児童に関する情報を職員で共有し、小さな変化を見逃さずにキャッチする。
- ・児童に対する定期的なアンケート調査、いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。
- ・学校カウンセラー、教育相談員、地域学校関係者等からの情報が伝わりやすい関係性を築く。
- ・児童支援専任や養護教諭、学校カウンセラーなどの相談窓口を児童や保護者に知らせるとともに、児童への定期的なアンケートや面談を行って状況の把握に努める。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処、実態に応じた児童及び保護者への情報モラル教育の推進を行っていく。

3 いじめに対する措置・対処

○特定の教員で抱え込まず、組織で連携・協力して速やかに対応し、被害児童への支援、加害児童への指導・支援にあたる。

- ・学校いじめ防止対策委員会が中核となり、情報共有、対応方針の決定、記録を行っていく。
- ・被害児童及び保護者に対しては、児童・保護者の実態に合わせた継続的な支援を行う。
- ・加害児童及び保護者に対しては、再発防止に向けた適切な指導とともに、健全育成に向けた支援を行う。
- ・重篤な事案が発生した場合は、被害児童及び保護者の意向にも配慮しながら、被害児童・保護者の協力のもと、警察に相談・通告し連携・協力して対応する。

4 いじめの解消

○いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があることを、教職員で共通認識し、いじめ解消にいたるまでの支援を行う。

○いじめが解消している状態への2つの要件

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

○いじめ解消に向けて

- ・全職員が情報共有し、見守り観察を行い、毎日の情報を集約する。
- ・いじめを受けた児童に対し、複数の教員で継続的な言葉かけを行っていく。定期的な面談を通して「あなたを守る」というメッセージを送り続け、安心感を与える。
- ・保護者に、定期的に学校の取組状況や子どもの様子などを伝えとともに、家庭での様子や変化を把握するなど情報共有に努めていく。
- ・子どもを受け入れる学級・学年の集団づくり、雰囲気づくりを進める。
- ・児童、保護者の希望によって、カウンセラーとの継続した面談を行う。

5 教職員等への研修

○児童の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）や、法の確実な運用を行う研修等、学校で研修についての取組を行う。

- ・いじめを見逃さないために、さらには、いじめの生まれない風土づくりのために、教職員自身の力量を高め

る研修を実施する。

- ・教職員がいじめを見逃さず、適切な指導ができるよう、専門家による研修等を行う。
- ・児童のよりよい人間関係の構築や自己肯定感の獲得には、児童指導と授業改善が両輪で重要であることを理解し、授業力の向上にも努める。

6 まちの教育懇話会等の活用

○まちの教育懇話会や中学校区学校・家庭・地域連携事業を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

- ・いじめの問題を学校の課題として抱え込まず、地域ぐるみで解決できる仕組みづくりを推進する。
- ・PTA 実行委員会で、保護者代表と学校代表とが情報交換を行う。
- ・まちの教育懇話会で、地域代表と学校代表とが情報交換を行う。
- ・学校家庭地域連絡協議会で、中学校ブロックでの情報交換を行う。
- ・日頃より、学校を取り巻く地域や保護者との連携を密にし、顔の見える関係の中で解決に向けた取組を探ることができるようにする。

7 取組の年間計画

	いじめ防止 取組内容	児童指導の指導内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止対策委員会に関わる共通理解 ・児童の情報交換(低学年) ・いじめ防止対策についての説明・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二小スタンダードの確認 ・学級内のルールづくり ・時間への意識 ・やさしい聴き方・あたたかい話し方の指導 ・パーソナルスペースについて
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○東部療育との情報共有 ・コンサルテーションを行い、適切な支援を行えるようにする。(1年生中心) ○児童の情報交換(高学年) ○学校生活・YP アンケート(記名式)実施分析 ○YP プログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級内の当番活動の仕方の徹底 ・教室環境整備 ・学級内のルール、学年間のルールを徹底
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教育①(3・4・5・6年) ・外部機関と連携 ○児童指導研修 ・合理的配慮について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールを守れていることの評価
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い) ○保護者アンケート第1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み前の学級経営について ・一人一人のよさを認め、学級に周知する
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間への意識を再確認 ・子ども同士の関わり合いを育む活動を多く取り入れる
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○専任教諭夏季研修に基づく校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二小スタンダードの再確認 ・運動会練習の配慮事項 ・夏休み明けの注意事項
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○非行防止教室(全学年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二小スタンダードの振り返り ・公園の使い方や、地域との関わりについて
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ解決一斉キャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止一斉キャンペーンの目的
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間、いじめ防止月間の取組 ○保護者アンケート第2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室環境の見直し
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○YP アセスメント実施 ○ピンクシャツデーの取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活を振り返り、達成したい課題を整理 ・来年度の学年を意識させる
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○入学説明会 ・いじめ防止対策の説明 ・SNS などのトラブルについて (学校スクールサポーターに依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝の気持ちをもてるような活動 ・第二小スタンダードの見直し
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○来年度への引継ぎ準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めと比べての成長を認める

(4) 重大事態への対処

・いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」(同項2号)とされている。

・学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

・学校いじめ対策防止委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。また調査結果を教育委員会に報告する。

・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。